

短信

5.23 電力回答から判明した硫化水素問題の新事実

かなり遅くなりましたが、東北電力に対する本年5.13付質問（2021.11.11付質問に対する

12.2回答を踏まえたもの：女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション）に対する5.23回答＜全内容は「風の会HP」7.19新着情報：[質問書への回答 \(miyagi-kazenokai.com\)](http://miyagi-kazenokai.com)＞のうち、硫化水素問題に関する回答から判明した新たな事実を、いくつか簡単に紹介します。

まず、前号「気になる動き97」や別稿＜短信＞との関係で特に紹介したいのは、質問7の「硫化水素濃度計の設置」＜2021.11.5協定文書＞についてで、「①いつ設置するのか、②測定値が基準を超えた場合・警報が出た場合の対応手順は作成したのか、③当該タンク（沈降分離槽）に排水配管が通じていると思われる1号機制御建屋（洗濯室付近）には濃度計を設置したのか、④事故直後に立ち入り禁止等の措置を講じた1号機廃棄物処理建屋内には濃度計を設置したのか」との質問に対し、東北電力の回答は「①については設置済み、②については設定値が基準を超えた場合、警報が出た場合の対応手順としては作成済み、③④は設置済み」とのことでした。

ここで注意したいのは、質問した「有毒ガスの発生源の近傍」及びその延長線上にある2号機制御建屋1・2階や1号機制御建屋（洗濯室付近）・廃棄物処理建屋への「検出・警報装置」の設置は既に済んでいるようですが、法（設置許可基準規則26条3項1号等）の求める運転員防護のための「中央制御室及びその近傍」等への設置は、今回の回答を見る限り（無申請・無認可の設置工事がなされていない限り）未了の可能性大で、現在も“再稼働の法的争点が残存”しているものと思われます。

また、質問7③回答の「1号機制御建屋（洗濯室付近）への濃度計設置」という事実より、また、質問6に対する「今回策定した再発防止策を講じることにより、1号機制御建屋の硫化水素の流出も防止できると判断しています」という回答や、質問12に対する「1号機、2号機、どちらの制御建屋へも影響を与えないように、空気攪拌作業による硫化水素の発生抑制作業を行うこと及び空気攪拌を行う際の安全確保対策、こちらを定めた」という回答からも、今

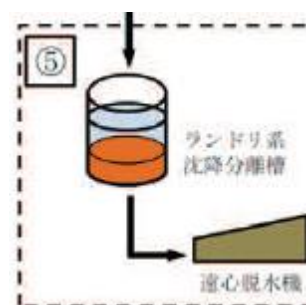
b. 空気攪拌作業により硫化水素が流出する可能性のある2号機制御建屋1階の管理区域入退域エリアや2階の女性用更衣室等に硫化水素濃度計を設置し、雰囲気中の硫化水素濃度を常時計測・表示する。

回の質疑応答でも頑なにそれを認めることを拒んでいた「1号機制御建屋への同様の流入可能性」があったことは明らかです。そして、2号機・1号機への『流出有無の差異の原因・機構』をきちんと検証すれば、より適切な再発防止策が構築できることは明らかですが、東北電力は『電力・電中研理論（硫化水素大量蓄積・発生が原因）』の破綻や1号機への影響波及を恐れ、真相を自ら公表せず検証もしていないことから、「今回策定した再発防止策」で「1号機制御建屋の硫化水素の流出も防止できる」という根拠は全くありません。

一方、規制委・規制庁も、本件事故そのものを軽視し、2号機の有毒ガス防護申請に安易に合格を与えており、ましてや廃炉予定の1号機は「実用発電用原子炉施設」ではなく有毒ガス防護のバックフィット対象外？のためか、その流出可能性には全く注意を払っていませんが、でも、（大量の使用済み核燃料を管理している）運転員らの有毒ガス防護は必要なはずなので、1号機の設置許可・廃炉許可との関連からも問題視し続ける必要があると思います。

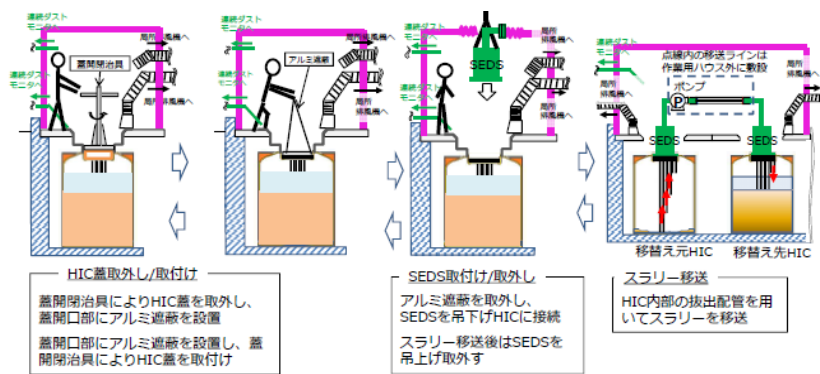
次に、質問3③の沈降分離槽からのスラッジ排出方法（＝遠心脱水機への移送方法）に対する回答では、「当該タンクに接続するポンプで攪拌しながら遠心脱水機に移送」「スラッジは日々実施している空気攪拌作業によりほぐしております」と、具体的説明を回避しました。また、質問13に対する回答では、「2018年6月にランドリドレンタンクからの水移送を行っていた際に、タンク周辺で硫化水素が確認された」と述べています。

これらから推測すれば、“当初の設計・想定ミス”でタンクには排出用配管（上部に上澄水用、底部にスラッジ用）が設置されておらず、『鳴り砂 No.298（気になる動き96-6）』で紹介した「福島第一原発方式」



【2021.12.20第96回

特定原子力施設監視・評価検討会：東電資料 1-1 の 2 枚目の図を再掲】のような手作業（家庭で灯油を貯蔵用ポリタンクから燃料タンクに移す時と同様）で水・スラッジを移送容器に移して排出しているのではないのでしょうか。硫化水素発生がなければ、それも一つの作業方法として成り立つ



しょうが、想定外？に硫化水素が発生している現状を踏まえれば、タンクを改造し、安全な密閉移送・配管移送を行なうべきで、それこそが真の労災再発防止策のはずです。そして、そのように手間と硫化水素漏洩・吸引の危険性がある排出作業を行なっているが故に、スラッジ減容にかなり時間がかかっているのではないのでしょうか。

なお、質問 3 ②に対する回答で、「硫化水素の発生源となるスラッジの貯留量を可能な限り少なくすること及び当該タンク内の嫌気性環境改善のため、空気攪拌作業頻度を硫化水素濃度の測定結果に応じて適宜見直すこと。これらを行うことで、硫化水素の発生を制御する」とか「スラッジ貯留量の管理値については、過去の実績を踏まえた目安として 50 立米に設定しましたが、硫化水素の発生、抑制状況に応じて見直す」としてありますので、少なくとも女川 2 再稼働予定の 2024 年 11 月時点では「スラッジ貯留量は 50 m³以下」でなければならないはずで、その確認・情報公開も必要です。

その他、私たちからの大半の質問・推論に対し、残念ながら東北電力は、真正面からの反論（実測データに基づく定量的反論）を全くしませんでした。硫化水素濃度や空気注入量・設定排気量などの具体的なデータを一つでも公表すれば、“芋づる式”に自らの誤り・単純ミス・再発防止策の虚構性などが“誰の目にも”明らかになることから、あえて黙殺しているものと思われ（訴訟準備のための求釈明などでしょうか）。

最後に、5.23 回答で目に付いた「規制委への配慮・付度」について指摘します。

質問 1 への回答で、再稼働申請時の共用設備の説明で「ランドリドレン処理系」が含まれることを「明確にしていませんでした」と弁解していますが、“確認ミス”により「抜け落ちた」

ことは明らかで（「セメント固化装置」等は明確に挙げています）、一方で、規制委も単純な「抜け落ち」に気付かず、再稼働審査の杜撰さを象徴していますが、東北電力はそのような規制委をかばっているようです。

同じく、質問 3 ①への回答で「今年の 3 月 3 日の有毒ガス防護に関わる設置変更許可申請の審査会合において、原子力規制庁からは大きな論点はないと見解が示され、その後の 4 月 27 日の原子力規制委員会において審査書案が審議され、コメントなく了承されています」と述べ、同じく質問 9 への回答では、改めて『毒ガスガイド』の不備のある規定を根拠に、「洗濯廃液貯留タンクについては、規制当局も硫化水素の貯蔵施設には該当しないとの見解を示しています」

「当該タンク内で発生する硫化水素については、女川 2 号機の適合性審査において、硫化水素発生メカニズムや、昨年 7 月 12 日に発生した事象の再発防止対策と水平展開について説明し、原子力規制委員会にご確認をいただいたところです」と述べていますが、規制委・規制庁には硫化水素発生の根本原因を解明する科学的力量はなく、東北電力の非科学的説明・『理論』を鵜呑みにしたことは明らかで、規制委への非科学的な説明で合格を得たことをもって再発防止策の安全性が確保されたことにはなりません。また、詭弁を見抜けなかった規制委・規制庁に、繰り返し責任転嫁していますが、原子力の安全確保・損害賠償の責任は最終的に事業者にあることを自覚すべきです。

その点、質問 11 への回答で、「2 号機制御建屋の女性用更衣室にある排水桝などを床ドレン配管と表現されたものと推測しています」と、規制庁の単なる誤記載・誤認識を‘オブラートで包んだ表現’で擁護していますが、福島第一原発事故の関連訴訟で国は最終的に規制側の責任を認めず事業者責任を言い募っていることに鑑みれば、無駄な配慮（ご機嫌取り）だと思います。

<2022.11.12 完>

（仙台原子力問題研究グループ I）

裁判官の目を真っ直ぐ見て

9月28日、当日は好天に恵まれ幸先の良いスタート、原告団は11時二本松城山公園からバスで仙台へ向かい、13時、まず仙台高裁に公正な判決を求める署名10,964筆を提出しました（累計39,692筆）。裁判所前の片平三角公園で行われたミニ集会には約80名が参加、多くの原告団員及び支援者・団体の熱気に包まれ、6/17最高裁不当判決を覆して国の責任を認めさせ勝利判決を勝ち取ろうと、連帯、激励の言葉がありました。

14時頃、裁判所前歩道で隊列を組み、門前までわずか40m程ですが、横断幕、のぼり旗などを掲げて行進し、「ふるさとを返せ！！」の痛切な訴えを裁判所に届けました。原告席に入る原告団・弁護団と、傍聴券当選者が、裁判所の厳重な手荷物検査を経て101号法廷に入廷、14時30分開廷しました。

津島原発訴訟を担当するのは「第1民事部」、担当裁判官は石栗正子裁判長、吉岡あゆみ右陪席、鈴木綱平左陪席の2人。法廷では、武藤晴男さん、石井ひろみさん、今野秀則団長が、それぞれ原告意見陳述（過酷な被害の訴え）をしました。特に、石井さんが、原稿も持たずに、裁判官の目を真っ直ぐ見て訴えかけているのが印象的でした。弁護団6名（菊間龍一、大木裕生、高橋利明、嶋田久夫、山田勝彦、大塚正之）が、それぞれ6/17最高裁判決への批判及び国の被害拡大の責任や除染の必要性などについて弁論しました。

「原発事故と真摯に向き合った8つの下級審裁判官の事実認定を蔑ろにした不当な判決」、これが6月17日の最高裁判所第二小法廷判決の多数意見を一言で言い表す言葉です。最高裁判決は、ただ一言「3.11津波は大きすぎたから、どうやったって事故は回避できなかった」と国を免責しました。そもそも国・東京電力が事故を予見できたのか、国は事故を回避するために何をすべきであったのか、東京電力が何をすれば事故を回避できたのか、全国の原告団・弁護団が必死に主張立証してきた争点について、何らの判断も示さず逃げたのです。

閉廷後に行われた進行協議では、石栗裁判長から、「原告らが控訴審で新たに主張する事項は、これまでの主張との関係でどのような位置づけになるのか、その主張の骨格をきちんと説明してほしい。」といったリクエストがありました。そこで、まずは原告が、次の進行協議期

日までに主張の骨格を明確にし、その後に、被告国と被告東京電力が、原告の主張に対して反論するということになりました。

進行協議後に、懇談形式で並行して行われていた裁判集会（仙台弁護士会館4階）に全員が合流し、改めて報告集会、記者会見が行われました。原告団参加数は38名、弁護団15名、支援団体等53名で総数約110名でした（受付名簿による数で、実際はこれを上回る人数）。報道機関11社が来場し、裁判の請求趣旨や審理のゆくえ、被害状況などを取材しました。

控訴審で原告が重点的に主張していることは、津島地区の原状回復及び国の責任の2点です。加えて、低額に過ぎる損害賠償額の増額認定です。このため、6/17最高裁判決の誤りを批判し、規制権限不行使（設置許可取り消し処分を行わなかった）の違法、作為の違法（原発政策推進に伴う一連の国の作為の誤り、違法）、更には被害を拡大させた国の責任、を新たに主張するとともに、除染義務の確認、必要性を主張してゆく予定です。

次回、12月5日（月）11時00分～進行協議期日（弁護団のみ参加）では、以下の点を裁判所に要請し審理の充実を目指します。

1. 原告本人尋問：6名程度を想定。
2. 専門家証人：別途提出予定の津島地区放射線量測定結果に基づき、除染の必要性などを木村真三氏にお願いする予定。
3. 現地進行協議：裁判所に津島に足を運んでもらい、被害の実態を検分してもらいます。
4. 原告意見陳述：今後も引き続き行われるよう要請します。

第2回口頭弁論期日

2023年1月19日（木）14時30分～

※第2回口頭弁論期日でも、集めた署名を提出する予定です。署名集約の締め切りは、1月10日。署名にご協力を！

※『原告団だより』と『弁護団通信』から報告をまとめさせて頂きました。（空）

「第162回女川原子力発電所環境調査測定技術会」傍聴記

---「クレーン支持台座にき裂」は、議論深まらず---

2022年11月2日に「第162回女川原子力発電所環境調査測定技術会」を傍聴してきました。簡単に気になった所だけを報告します。

傍聴は、私と電力関係1名で、マスコミは0名でした。残念！

24名中18名の出席でした。学識経験者では、7名の内、有働さん、神宮さん、関根さんが欠席でした。3名/7名と相変わらず欠席が多いですね。（なんでかな〜）

○佐藤達哉会長（宮城県復興・危機管理部長）が挨拶の中で、10/29（土）に女川原発の原子力防災訓練が、住民も参加して、スマートフォンアプリも使用して、行われたことを報告した。（スマートフォンのない人は困るね〜）

・佐藤会長が議長で、いつもの通り「放射能測定結果」と「温排水調査結果」が報告され、評価し了承された。

・当日の資料は、後日宮城県のHPへ掲載されるはず。

協議会・技術会・監視検討会 会議資料・議事録 - 宮城県公式ウェブサイト (pref.miyagi.jp)

●参考資料-2について

前網局で、2022.9/20~21に空間ガンマ線量率が減少。それは、作業員が機器の操作を元に戻すことを忘れた、初歩的な人為ミスでした（研修の為とはいえ、ちょっとひどいですね。）

●報告事項

資料4で「1号機原子炉建屋天井クレーン走行部支持台座にき裂」の報告があった。下記東北電力HPの2022.9.12.付「女川原子力発電所の状況について（8月分）」（P4）とほぼ同じです。b1_1228989.pdf (tohoku-epco.co.jp)

・岩崎智彦委員が、き裂の深さは？と質問。東北電力が答えていたが、残念ながら聞き取れなかった（会議録早く見たい）。その他の質問で、クレーンは今使用していない、2,3号機のクレーンは問題ない、との事。あまり突っ込んだ議論はなかった。

・岩崎智彦委員が、配布資料の東北電力の「発電所だより」について、「オフサイトセンター」（緊急事態応急対策拠点施設）の事についてもっと掲載してはどうか、と要望していた。

・資料「発電所だより」2022年10月号を見ていたら、風の会で話題になった防潮堤の写真が掲載されていた。肝心の写真右端の「セメント改良土による堤防」の所が、テロップで隠れて見えない状態だ。下記P1参照。

発電所だより 10月号 12o1 (tohoku-epco.co.jp)

（会議終了後に東北電力の方に確認したら、右端のテロップで隠れているところは堤防工事が完成しておらず、現在津波が来たら敷地内に流入する、とのこと。テロップを他に移動して、見える写真を公表して欲しいと要望した。）

（2022.11.3.記 兵藤則雄）



【女川原発アラカルト】

【9月】

16日（金） 石巻広域ワンズメンズクラブ、飛田晋秀講演会「『福島』の記憶」を語る、YWC A石巻センター。

21日（水） 女川原発再稼働差止訴訟原告団、女川原発再稼働差止訴訟第4回口頭弁論 仙台地裁101号法廷。被告東北電力は、8月9日に最終準備書面を提出。原告は、8月19日に避難退域時検査場所が開設出来ないことに絞った準備書面を提出、9月14日には、被告の最終準備書面への反論と検査場所における課題について回答と認否を求める「求釈明」を

提出したが、被告は回答を拒否。原告弁護士5名、原告10名、支援57名、被告弁護士11名、記者10名傍聴。記者レク&報告会（弁護士会館4階）、55名参加。

みやぎ生協・コープふくしま、宮城県漁業協同組合等5団体、東京電力福島第一原発の処理水海洋放出に反対する4万2473筆の署名を、東電と経済産業省に提出。2021年6月からオンラインや書面で署名活動、既に提出分と合わせ、全国で22万1566筆を集めた。

川渡地区親交会（自治会）、鳴子温泉周辺の4つの大型風力発電事業に反対する意見書を大崎市と市議会に提出。

22日（木） 県、県庁で市町村長と県議らを集

め、女川原発事故を想定した避難計画の避難受付ステーションをスマホのアプリでの対応に置き換える実証実験。避難計画の見直しをやっているというパフォーマンス。

東北電力、女川原発2号機の有毒ガス防護に係る「設計及び工事計画変更認可申請」について、一部を補正する補正書を原子力規制委員会に提出。

23日（金・祝） 女川原発UPZ住民の会総会、美里町農村環境改善センター、21名参加。

学生団体「Fridays For Future（未来のための金曜日、FFF）Sendai Japan」、仙台駅西口ペDESTリアンデッキで「気候正義」などの手書きプラカードを掲げアクション。住友商事等がバン格拉デシュで進める石炭火力発電事業に抗議。7名参加。

25日（日） みやぎアクション、オンライン会議。12名参加。

26日（月） 合同会社石巻ひばり野バイオマスイナジー、県、石巻市、東松島市と県公害防止協定を締結。出力7万4950kW、2023年5月本格運転開始予定。

27日（火） 三陸の海を放射能から守る岩手の会、放射能から子どもを守る岩手県南・宮城県北の会、岩手有機農業研究会、豊かな三陸の海を守る会、女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション、みやぎ脱原発・風の会、東北電力に「女川原子力発電所天井クレーン支持台き裂事故に関する質問状」提出。

加美町宮崎部分林保護組合協議会、宮城県西部風力発電事業の建設推進の要望書と162人分の署名を猪股洋文町長に提出。

28日（水） ふるさとを返せ！津島原発訴訟控訴審第1回口頭弁論、仙台高裁101号法廷。前段集会（片平三角公園）約80名、報告集会（仙台弁護士会館4階）110名参加。公正な判決を求める署名10904筆を高裁に提出。

脱原発東北電力株主の会、全国の株主運動と連名で東北電力社長宛「株主総会資料の電子提供制度に関する要望書」を株式課に提出。

村井知事、県議会9月定例会で、県内の森林を開発し、再生可能エネルギーの発電施設を新設する事業者に課税する条例を制定する方針を表明。

脱原発をめざす宮城県議の会、県議会9月定例会、天下みゆき県議が新たな津波震災予測が出されたことによる防災計画の見直しについて代表質問。29日佐々木功悦県議が国の原発回帰政策等について、10月4日三浦一敏

県議がサブプレッションチェンバーでの耐震工事について、5日には岸田清実県議が避難計画では県職員が324人動員されることになっているがそのうち名簿化されているのは160人にすぎない、待避場所でのゲートは13の道府県から借りることになっているが一体事故後調達まで何日かかるのか？ など避難計画の実効性のなさを、それぞれ一般質問。

規制委、女川原発2号機の有毒ガス防護に係る新規制基準適合性審査、2段階目の「設計及び工事計画変更認可申請」を認可。

30日（金） 環境省、県内全域の河川と湖沼や沿岸計76地点の公共用水域で4～6月に実施した放射性物質モニタリング結果を公表。河川周辺の土壌から増田川・毘沙門橋右岸（名取市）で1441Bq/kg、馬牛沼（白石市）1239Bq/kg、金流川・小畑橋左岸（栗原市）1141Bq/kgの放射性セシウムを検出。底質では、馬牛沼（白石市）で610Bq/kg、七ヶ宿ダムサイト（七ヶ宿町）401Bq/kg、仙台港地先海域の内港310Bq/kgを検出。水質は全地点で検出下限値（1Bq/L）以下。

【10月】

1日（土） 子ども脱被ばく裁判の会、緊急ZOOM学習会『私たちは証人に何を証言させたいのか？』。

2日（日） 加美町の未来を守る会、大規模風力発電計画の白紙撤回を求める署名の継続を確認。宮崎福祉センター、約50名参加。

「六角牧場風力発電事業」を計画する事業者CSS（札幌市）、川渡公民館で住民説明会。約60人参加。景観、渡り鳥への影響を懸念する質問相次ぐ。

3日（月） 登米市議会、建設予定のバイオマス発電所計画に関し、事業者の合同会社開発73号（東京）の再生可能エネルギー固定買取制度（FIT）認定を再審査するよう求める意見書を採択。経産相に提出。

4日（火） 「元の生活をかえせ」いわき市民訴訟控訴審第3回口頭弁論、仙台高裁101号法廷。原告弁護団6、原告・支援約70名、被告弁護士9、記者4名傍聴。期日後の記者レク&報告会（弁護士会館4階）、約75名参加。

加美の風力発電を考えるチーム中新田、計画白紙撤回を求める集会、中新田公民館、約80人参加。

5日（水） 「ふるさとを返せ」福島原発避難者訴訟第2陣・山木屋訴訟控訴審、山木屋現地での「現地進行協議」。山木屋の中心地「問屋地区」、山木屋小中学校・幼稚園、原告本人の自宅、事故前に子ども達による植林

活動等が行われていた「第二親子の森」等をまわり、放射線量の測定も行い、避難指示が解除されて6年も経過した現在でも、山木屋の復興はかなわず、「故郷」は失われたままである実態を、「現場」で裁判官に訴えた。

山中伸介委員長、規制委会合で、原子炉等規制法で原発の運転期間を「原則40年、最長60年」とする現行規定の削除を目指す経産省方針を容認。

6日(木) 共生型ケアをひろめる会、飛田晋秀「『福島』の記憶」を語る」オンライン講演会。

7日(金) 丸森の未来を考える会、2箇所の風力発電事業計画に関し、住民の合意なく事業を進めないよう指導することを求める要望書を県に提出。

映画『原発をとめた裁判長 そして原発をとめる農家たち』92分、監督・脚本：小原浩靖、主題歌：白崎映美、出演：樋口英明/河合弘之/近藤恵/飯田哲也/大内督/落合恵子。フォーラム仙台で上映。～10/27。

9日(日) 「未来へ、いのちをつなぐ石巻の会」、「長純一さんをしのぶ会」、石巻市河北総合センター交流ホール。オンライン含め330人参加。

13日(木) 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に9月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。

15日(土) 日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、「第83回甲状腺エコー検査inなとり」、日本キリスト教団名取教会、検診医/寺澤政彦医師(てらさわ小児科)、24名が受診。

みやぎ地域市民電力連絡会、近畿の自然エネルギーの取り組みを紹介するドキュメント映画「W e n d e -光と水のエネルギー」のオンライン上映会。～16日。

16日(日) 宮城県保険医協会、「女川原発再稼働と避難計画の実効性」公開講演会、講師：上岡直見氏、Web開催。

『おいで』里山の会、「茂庭の里山にメガソーラーはいらない」講演と結成の集い、「丸森耕野地区のメガソーラー建設問題について～今、丸森で何が起きているのか？」義高光さん(耕野の自然と未来を考える会代表)、茂庭台市民センター第1会議室。約60名参加。

「G-Bioイニシアティブ」(東京)、石巻市須江地区の液体バイオマス発電所建設計画の住民説明会。来年3月着工と説明。事業撤回を求める声。遊楽館、住民約100名参加。

17日(月) 鳴子温泉郷のくらしとこれからを

考える会等10団体、県北7件の風力発電計画に対し事業者を厳しく指導するよう求める要望書を村井知事に提出。

加美町議会、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会を設置。

19日(水) 第8回再稼働阻止全国ネットワークZOOM会議、各地からの報告と《岸田政権の原発政策の大転換を斬る》報告者：山崎久隆氏。約40名参加。

20日(木) 英国ガーデアン紙東京特派員、風の会が同行し女川原発を取材。

21日(金) 飛田晋秀写真展実行委、飛田晋秀写真展「福島」の記憶」、石巻マルホンまきあーとテラス市民ギャラリー。～23日(日)、340名参加。23日、ギャラリートーク飛田晋秀「『福島』の記憶」を語る」。

22日(土) 仙台YWCA、講演会「女川原発を止めて始まる持続可能な宮城へ」多々良哲さん、仙台市市民活動サポートセンターB1。オンライン併用。

東北自然保護連絡会議、第41回東北自然保護の集い、やくらい林泉館、約60名参加。自然破壊を伴う再生可能エネルギー開発に歯止めをかけるよう求める大会宣言採択。～23日。

24日(月) 樋口英明氏講演会第1回実行委員会、女川町まちなか交流館、13名参加。

27日(木) みやぎアクション、オンライン会議。10名参加。

28日(金) 東北電力、2022年9月中間連結決算を発表。純損益、過去最大1363億円の赤字。

加美町の未来を考える会等3団体、風力発電計画の白紙撤回を求める2万4464人の署名簿と要望書を猪股町長に提出。町議会に請願書を提出。

29日(土) 県原子力防災訓練、住民避難3年ぶり、予定では住民300人(?)と自衛隊等関係機関から600人が参加。避難所受付ステーションでスマホアプリを使う訓練を行なったが、その前の退域時検査場所で交通渋滞が生じ、受付ステーションまでたどり着くことができないことや、スマホアプリとマイナンバーカード登録が必要でカードとの紐付け等が、意識的に伏せられている。また、高齢者やスマホを所持しない(できない)住民への配慮などは全く見られない。

30日(日) あいコープみやぎ、安定ヨウ素剤配布会、石巻マルホンまきあーとテラス第3研修室。

【11月】

2日(水) 三陸の海を放射能から守る岩手の会等6団体、東北電力交渉。「女川原子力発

電所天井クレーン支持台き裂事故に関する質問状」(9月27日提出)の回答をうけ、実際廃炉になる1号機は、再稼働しようとする2号機と同じく1000ガルに耐えられるものなのか(そうした基準を設けているのか)、また実際に燃料を吊り下げた場合を想定した耐震になっているのか等を追及。岩手5名、宮城3名参加。原子力部4名と広報2名。

「第162回女川原子力発電所環境調査測定技術会」、ハーネル仙台2階松島。市民1名+電力関係1名傍聴。

規制委、原発の運転期間を「原則40年、最長60年」とする現行規定を削除し、80年運転も可能になる規制見直し案を提示。7日、全国約120市民団体、規制委に現行制度維持の申入れ。

4日(金) 原発再稼働を考える登米市民の会・登米9条の会、学習会「女川原発再稼働を考える～女川原発広域避難計画の問題」報告：女川原発再稼働差止訴訟原告団、迫公民館、19名参加。

6日(日) 大崎健康福祉友の会加美支部、「超巨大風力発電でどうなる？私たちの暮らしと自然環境」講師長谷川公一氏(東北大名誉教授)、中新田公民館、約100人参加。

7日(月) 加美町、「再生可能エネルギー政策の現状～風力発電に関して」講師荒川忠一氏(世界風力エネルギー学会副会長)、中新田バウホール。約140名参加。

11日(金) 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に10月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。10月20日、2号機の海水ポンプ室の耐震工事中に、循環水ポンプの動力ケーブルを損傷させる事故があったと公表。厚さ3mのコンクリート壁に補強用の鉄筋を入れるための穴を開ける作業中、ドリルで約80cmまで掘り進めたところで、埋設電線管内のケーブルを損傷。

「Fridays For Future Sendai Japan」、エジプトで開催中の国連気候変動枠組み条約第27回締約国会議(COP27)に合わせ、住友商事東北の入居ビルの前で、プラカードを掲げ、住友商事等がバングラデシュで進める石炭火力発電事業に抗議。4名参加。12日、仙台市民会館第2会議室、エジプト&日本各地とオンライン活動報告集会。

12日(土) 原発問題住民運動宮城県連絡センター、学習講演会：岸田政権の無謀な原発推進を斬る「原発の再稼働・革新炉開発を斬る～廃炉・使用済燃料はどうする？」講師：

岩井孝氏(元日本原子力研究開発機構研究員)、エル・パーク仙台6階ギャラリーホール。オンラインを含め80名参加。

「加美郡の風力発電を考えるネットワーク」等6団体、「風力発電を専門家と考える会」講師市川守弘氏(日本環境法律家連盟副理事長)、中新田バウホール。約170名参加。

13日(日) 丸森町の世紀を拓く会、風力発電の推進を訴え、岩手県葛巻町などの視察結果報告会、まちづくりセンター、約50人参加。

14日(月) 子ども脱被ばく裁判の会、「子ども脱被ばく裁判(国賠訴訟)」控訴審第5回口頭弁論、仙台高裁101号法廷。11:45ミニ集会肴町公園、市内アピール行進、前段集会(本日の争点・弁護団レク)スタンダード会議仙台一番町ホール店5F、14:30開廷、16:00記者会見・報告集会。証人採用ならず。オンライン含め約80名参加。

樋口講演会第2回実行委、8名参加。

15日(火) 県環境影響評価技術審査会、「白石小原陸上風力発電合同会社」(東京)が計画する風力発電事業と東急不動産(東京)の「(仮)宮城気仙沼風力発電事業」に関し、環境影響評価(アセスメント)に基づく計画段階環境配慮書を審議、どちらも、事業者に慎重な対応を求める答申案をまとめ、村井知事に近く答申。セキスイハイム陸上風力発電合同会社(東京)が、計画の廃止等通知書(4日付)を県に提出したことが報告された。

17日(木) 東北電力、女川原発2号機の新燃料を搬入したと発表。第12回取替燃料輸送、(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン(「GNF-J」、神奈川県横須賀市)を3時に秘密裏に出発、大型トラック4台で陸上輸送、同日13時55分、女川原発に到着。燃料集合体数量56体、輸送容器数RAJ-II型28個、重量約9.7トンウラン、平均濃縮度約3.7%。

「第162回女川原子力発電所環境保全監視協議会」、女川町役場1F生涯学習センターホール。市民5名+電力関係2名+記者2名傍聴。

県、女川原発への核燃料税、2023年6月～28年6月の税率を現行の15%相当から17%に引き上げると発表。稼働する原子炉内の核燃料の価格に応じて課税する「価額割」を12%から8.5%に引き下げ、原子炉の熱出力に応じて徴収する「出力割」は3%から8.5%に引き上げ、合計で17%相当に。廃炉の1号機には「廃炉割」を新設。1～3号機

の年間税収は1億8100万円から5億600万円になる見通し。

18日(金) 田村バイオマス住民訴訟控訴審第3回口頭弁論、仙台高裁401号法廷。石栗裁判長、原告要求の証人尋問、文書提出命令、現場検証の採用を却下し、2分で結審。報告会、宮城合同労組事務所、13名参加。

脱原発スタンディングの会、『脱原発金曜屋スタンディング』、仙台市フォーラス前。国葬を考える集いのため、9月23日お休み。9/30日8人、10/7日7人、14日5人、21日5人、28日8人、11/4日5人、11日8人、18日8人参加。

規制委、女川原発2号機「特定重大事故等対処施設」の初めての現地調査。

東北電力、女川原発に勤務する社員4人と協力企業従業員2人が新型コロナウイルスに感染と発表。9月16日以降11月18日までに、累計で協力企業従業員74人、社員12人が感染。

丸森の未来を考える会、経産省を訪問し、風力発電計画白紙撤回を求める要望書を提出。

19日(土) みんなの放射線測定室「てとと」、11周年「過去に学び、未来に備える～福島第一原発事故をふりかえる」、大河原中央公民館地下視聴覚室。

(空)

●脱原発みやぎ金曜デモ

【反戦】脱原発のみをシングルイシューとしてきた脱原発みやぎ金曜デモですが、戦争による原発災害の危機が現実のものとなったのを踏まえ、ウクライナに対する戦争を直ちに停止せよ、と訴えます。

【9月】

25日(日) 第449回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

30日(金) 第450回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から15名の市民が参加。

【10月】

7日(金) 第451回「金曜デモ」、冷たい雨の中、元鍛冶丁公園から15名の市民が参加。

14日(金) 第452回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

21日(金) 第453回「金曜デモ」、冷え込みもなく快適、途中で青森の食べ物マルシェを横目にみながら、女川原発再稼働やめようと訴え、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

28日(金) 第454回「金曜デモ」、女川原発

はこのまま廃炉に！ 元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

【11月】

6日(日) 第455回「日曜デモ」、仙台市中心部で女川原発再稼働やめようとアピールし、肴町公園から25名の市民が参加。

18日(金) 第456回「金曜デモ」、小雨の中、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

(空)

●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

【9月】

26日(月) 県、丸森町上滝地区仮置き場実証実験説明会。環境省環境再生・資源環境局環境再生事業参事官室、福島地方環境事務所仮置き場対策課市町村支援室が主体となった埋立作業の見学会案内が送られてきたが、「宮城県丸森町での除去土壌埋立処分実証事業について」と放射能汚染廃棄物とは全く触れず。参加者は丸森町町民限定、参加8～9名。

【10月】

19日(水) 放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟第17回口頭弁論、仙台地裁101号法廷。原告側が求める原告本人尋問、青木一政さん(ちくりん舎)と北海道ガンセンターの西尾正道医師の証人尋問を拒否し続ける裁判所に、弁論団の迫力ある矢継ぎ早の素晴らしい追及。原告4人の本人尋問を認めさせた。原告10人、被告8人、30人が傍聴。【報告集会】仙台弁護士会館4階、33名参加。

(空)

『鳴り砂』2-121号(通巻300号)別冊

2022年11月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

(連絡先) 〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No.76

電話&FAX 022-356-7092(須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>